大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪 ごみを考える会 http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/ [連絡先] 吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方 TEL/FAX (06)6338-3908 [郵便口座] 00960-9-251431

2019年度 NO. 1 2019. 5. 31

目 次

1. 大阪市の解体(都構想)計画についての考察

2025 年に大阪で万博が開かれることになった。場所は大阪湾をごみで埋め立て てできる夢洲。できると書いたのは、現在埋め立てている最中なのだが実はほと んどが未だ水面が見えている状態。本当に間に合うのかと誰もが思うが、都構想 と、この万博予定地との関係を考える。

- 2. 魚アラ保管の冷凍コンテナについて 八尾市・橿原市長へ要望書提出 八尾市と橿原市に魚アラ保管庫が違法に作られた問題で、両市に出向き申し入れ をしたが、行政の対応が見事に違っている。詳細を報告する。
- 3. コラム アイヌ語の不思議 17 別府と江口

別府(べっぷ)というと大分県にある温泉地が有名である。関西では兵庫県加古 川市や大阪府摂津市にも別府(べふ)があるのをご存知だろうか。その他にも、 鹿児島県や高知県に別府が存在する。今回は、この地名について考察する。

4. 南港中央卸売市場のごみが契約の半分しかなかった問題

大阪でごみ量を倍ほども多く報告し、不当利益を得ていた業者と契約していた大阪市は訴えられる羽目になった。平川さんが根気強く、この問題を調べた結果、卸売市場が有効な改善策を示した。

講演会

海洋プラスチック緊急対策!!

一消費者・事業者・国にできることは?―

日時:令和元年7月15日(月·祝)午後2:30~4:00

(午後1:00~2:15はアジェンダ21すいたの総会があります。)

場所:吹田市立千里山コミュニティセンター(阪急北千里線 千里山駅すぐ BiVi 千里山3階)

講師:中村八千代さん(容器包装の3Rを進める全国ネットワーク副運営委員長)

主催: アジェンダ 21 すいた

参加費:無料 申し込み:不要

問い合わせ:水川(090-8239-8259) *どなたでも参加できます。

大阪市の解体(都構想)計画についての考察(その1)

はじめに

4月の大阪の統一地方選は「維新」の知事と市長を入れ替えるという奇策が功を奏し都構想がかなり現実味を帯びてきた。何時も出席する大阪市民は平川さんだけという当会には"対岸の火事"だが、当会も参加している大阪ごみ減量推進会議は無くなるかもしれない。大阪市が解体されてしまうと最重要構成メンバーの環境局が無くなるから。せっかく住民団体と環境局との協働体制が形成されてきて、環境局も住民との協働体制の創り方を学び具体的施策に活かしつつあるのに惜しい!紙類は集団回収だけでなく、環境局が毎週1回収集している。しかし費用がかかりすぎるので、小学校区単位の地域協議会が回収すると約4円/kgもらえ、その代わり大阪市の回収はしないというコミュニティ回収制度を創り実践している。現在72協議会が実践しているから約30万人の市民が税節約活動に取り組むというソフト策を成功させている。このように税金を有効に使うには住民との協働体制を創り、実践できるようになる施策が、最も大切な時代になっている。都構想(=大阪市解体)計画は大阪市を4つの特別区に解体してしまうから、合併と真逆の方向である。国が合併を勧めるのは経費削減なのだから真逆の解体をしてしまうと余計費用がかかるようになるのでは?と懸念する。そこで都構想により税金がどう使われるようになるのかを学習しておくのも大切と思う。今月号では、ごみの埋立地の北港処分地(夢洲)がどうなるのか調べてみた。

1. 万博用地とごみ問題の関係

都構想と万博開催は別のテーマに見えるが、開催場所がごみの埋立地の夢洲で、開催年の2025年には、大阪市が解体される恐れが強まり、現時点では万博は府市共催だが主催者が大阪府だけになってしまう恐れが強い。

夢洲は大阪市が造成中だが、通例の土地造成と違い、目的が廃棄物処分であることが最大の特長である。図1にあるように1区は一般廃棄物の処分地で主に大阪市の焼却工場から出た焼却残渣が埋立中である。フェニックスは近畿圏全ての自治体の残渣で、持ち込み料金は1.1万円/tだが、ここは大阪市のみで無料で搬入できる。この1区の既造成地は万博用地として使う予定をしているが地盤が悪いため、軽量のパビリオン建設予定地になっている。しかし万博は半年で終わるので、終了後は大阪市は無くなるが、大阪市八尾市松原市環境施設組合が管理することになるので一安心である。

(1) 30ha は購入土で造成

図1によると、万博予定地は第2工区が主になっており、ここを管轄しいているのは環境局でなく港湾局(因みに港湾局は都構想では府に移行するのでなくなる)なので、ここに電話やメールで問い合わせると丁寧に答えてくれるようになっており、「施策の透明性を守る」という基本方針が徹底されていることが実感できる。

第2区は一般廃棄物ではないが、広義の廃棄物である河川の浚渫土砂と陸上の建設残土でこれも市内から出たものに限っている。総面積約109haで既造成面積は約15haなので、大半の84haはまだ水面が見える。15haでは足りないので、新に30haを埋立てる計画になっている。

直近のデータによると建設残土は $15 \, \text{万m}$ /年、浚渫土砂は $6 \, \text{万m}$ /年、合計 $21 \, \text{万m}$ /年なので、これだけでは足りず、約 $7 \, \text{倍の} \, 140 \, \text{万m}$ の購入土砂が必要になるとのことである。これでは埋立て目的に反するのではないか?と質問すると \mathbb{Z}_{2025} 年の万博開催に向け、早期に土地造成を行う必要があるため、

建設残土や浚渫土砂による埋立てだけでなく、購入土による埋立てを実施する。』との回答であった。 事業費は136億円で、このうち50億円は土砂購入費となるから残りの86億円は建設残土・浚渫土砂・ 購入土砂の埋立て費になり、造成開始は今年3月と既に始まっており令和3年度末に完成させるから3 年の短時間で造成するわけである。

建設残土と浚渫土砂だけなら7年かかるところを購入土砂で4年間短縮することができる。既に造成が始まっているから蟷螂の斧になるが、埋立てずにすむ代替地は無いのか調べた。

(2) 第3工区はIR施設用

第2工区の北側にある第3工区はIR施設用地60haとなっている。このうち49ha分は、万博開催1年前に完成させる予定だが、残りの11ha分は将来の拡張用地にしている。

日経(5月23日)によると国は反対の声も強いので参議院選挙後に決定を遅らせるので、吉村知事は 来年春までに事業者を決定するのは厳しくなると語っている。それなら万博終了後に完成させることに して30ha分は一時借りておくこともできるのではという夢想を広げることができる。そうすることに より埋立期間が短くならないし50億円の余分な費用も不要になる。「維新」という政治家に仕切られ るようになると、宮仕えの職員も意向を忖度せざるを得ず、廃棄物埋立目的で造成された廃棄物処分地 の夢洲も目的外使用をせざるを得なくなるようである。

(森住 明弘記)



図 1



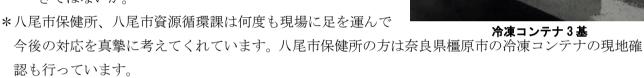
図 2

魚アラ保管の冷凍コンテナについて 八尾市長・橿原市長へ要望書提出

前号(2018年度NO.6)では「大阪府八尾市幸町に設置の冷凍コンテナ」について報告しました。 八尾市保健所、八尾市資源循環課は当会からの指摘を受け、施設使用開始前に当会を含む三者で会議の 場を設け今後の対応などについての意見交換を行いました。現在、八尾市保健所は「冷凍コンテナの電 源を入れない」という使用の自粛措置という対応を行っていますが、既に八尾市の建築確認は終わって いるため施設そのものの使用禁止措置までには至っていません。

八尾市内設置の冷凍コンテナを調べていく中で、奈良県橿原市内に設置されている冷凍コンテナについて新たに大きな問題点があることが判明しました。今号では橿原市の問題点を中心に報告します。

- 1 . 令和元年 5 月 7 日。八尾市長宛「八尾市幸町に設置された魚アラ冷凍保管庫及び収集運搬車駐車場 建設に関する要望書」提出(要旨のみ記載します)
 - ① 廃棄物処理法にいう積替・保管施設と位置付けることはできないのか。
 - ② 化製場法に関する法律に該当する施設か否か。
 - ③ 近隣住民への安全配慮はなされているのか。
 - ④ 個別の担当課に任せっぱなしにせず、八尾市全で検討すべきではないか。



2. 令和元年 5 月 15 日。橿原市長宛「橿原市東竹田町に設置された魚アラ冷凍保管庫施設に関する要望書」提出

(ア) 廃棄物処理法に言う積替・保管施設と位置付けることはできないのか。

橿原市環境企画課は、当会通信で何度も違法施設として報告してきました「大阪府田尻町内冷凍コンテナ」については「**有価物の引き渡し**」として府内業者への許可を与えてきました。平成30年4月(確認)に橿原市東竹田町に新たな冷凍コンテナが設置されましたが施設の使用を容認し、奈良県各市町村、大阪府、和歌山市、兵庫県尼崎市からの一般廃棄物を受け入れていたのです。

廃棄物処理法第6条第3項により橿原市に一般廃棄物を受け入れてもらう事前協議を行った市



冷凍コンテナ3基へ増設

町村が、橿原市への行政文書公開請求によって明らかになりました。奈良市、大和郡山市、生駒市、尼崎市が法に基づく「一般廃棄物の受け入れについて」(照会)を行い、橿原市は一般廃棄物を受け入れる旨の(回答)を行っていました。橿原市は他市町村の一般廃棄物の受け入れを認めるためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第二条の二に基づく積替・保管施設の要件を満たす必要があります。しかし、当該施設には囲む塀もなく必要な措置が全く行われて

いません。このような状況で一般廃棄物の受け入れを認めたことはあってはならないことだと思います。

(イ)都市計画法における市街化調整区域に立地している当該施設は無届で建設されている。 橿原市建築指導課を訪ね当該施設の所在地、写真や使用状況を説明したところ「建築物であると 認められる」とお聞きしました。また、「当該住所地は市街化調整区域で、建築物は建てられま せん。県の許可が必要なので中和土木事務所に問い合わせてください。」とのことでした。そこ で、中和土木事務所を訪れ同じ内容をお聞きしますと「都市計画法によって、市街化調整区域に は建築物は建てられません。」とのことでした。橿原市訪問で分かったことは、建築物を建てる ために必要な橿原市建築指導課への届け出や中和土木事務所の許可を受けていないという事実 でした。建設から1年以上経過していますが、中和土木事務所、橿原市建築指導課は優柔不断で 「一般論としては答えられますが、個別の案件には答えられない。」などの対応で審議状況を一 つも語ってくれませんでした。八尾市が要望書に対する審議状況の説明をしてくれるのとは大き な差がありました。

関係法令を調べてみますと以下のように記載されています。

• 建築基準法

第二条 一 建築物:土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの

• 都市計画法

第七条:都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。3 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とする。

第二十九条:**都市計画区域(略)において開発行為をしようとする者は、あらかじめ**、国土交通省令で定めるところにより、**都道府県知事(略)の許可を受けなければならない。**

- * 橿原市への行政文書公開請求では、当該施設の所在地や事業場名は全て黒塗りされました。しかし、兵庫県尼崎市「一般廃棄物再生輸送業指定証」平成30年5月31日付、交付の指定の条件で「収集運搬を行う一般廃棄物は、株式会社錦海化成 東竹田事業場(奈良県橿原市東竹田町330番地)に搬入し、売却すること。」の記載があります。建設を行った事業者は、都市計画法、建築基準法を遵守せず、東竹田事業場の使用を開始したのです。
- (ウ)「化製場等に関する法律」及び奈良県条例第6号「化製場等に関する法律施行条例」に該当する施設か否か。

化製場とは、魚アラを魚粉に加工する施設を指しますが、当該施設に加工工程はなく、単に魚アラを積替・保管する機能を持った施設なので、化製場とは必ずしも言えないのではないかという疑問が生じると思います。しかし、同法ではそれを踏まえ、「準用施設」という位置づけをできるようになっており、「貯蔵施設」も同法八条にいう準用施設の一つであるとしています。現在設置している冷凍保管庫及び駐車場は、悪臭防止対策・騒音防止対策や発生汚水の雨水との分離や下水道への接続がないなど、化製場等に関する法律第四条における「公衆衛生上必要な基準に適合しない」に抵触する恐れがあります。奈良県条例においても、第八条「製造又は貯蔵施設の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準についての記載もあります。中和保健所を訪問し、当該施設についての適切な調査・検討のお願いを行いました。

○ 橿原市は早急な対応を行うべきなのですが、当該施設は増設工事も実施して使用を継続しています。 (杉本 照夫 記)

コラム アイヌ語の不思議 17

別府と江口

加藤昌彦

「江口の君」という言葉を一度は聞かれたことがあると思います。鎌倉時代の西行法師が、仮の宿を求めて歌を詠み、返歌を契機に一夜を語り明かし、平家一門の落ちぶれた姫が、悟りを開いて仏門に入って行く話です。

落ちぶれたというと、豊臣秀吉の寵臣、宇喜田秀家は関ケ原の敗北後、八丈島に流されましたが、過去をまったく捨て、島民に慕われて50年の島暮らしをしたといいます。そして戦国の世を、83歳の生涯を終えたと知られています。同じ落ちぶれても、虚飾を早く捨て、等身大で生きるのが一番、誰彼に気兼ねせず、人殺しの大砲ではなく、小さな空砲を放てる気楽さにすぐるものはないように思います。思わず脱線、お許しを。

ところで私は大分県にある日本一の温泉郷・別府の地名が、これまでずっと気がかりでした。これはアイヌ語では、"pet-put 川の口"と解すれば、と常日頃、思っています。

その前に、この"put ロ"について。堺市の石津川河口近くに二つの神社があります。石津太(いわつた)神社と石津(いしづ)神社。二つの神社は「私のところが古くからの式内社だ」と争っているところです。石津太神社はより海に近いところにあります。かつては大阪湾に面した出口にあったのではないかと思います。put(川口)は、そういう地形にあり、「太」という不明の文字となっているように思います。

兵庫県の加古川市には別府(べふ)というところがあります。大きくはないのですが、別府川の川口にあります。ここの川口にはヨットなどの小舟がたくさん繋留されており、ちょっとした港です。瀬戸内海の播磨灘から少し入ったところにある波静かな係留地です(写真)。

大阪府摂津市にも大阪市東淀川区に接して別府(べふ)があります。明治時代の地図を見ると、茨木市の山間部より流れ出ている安威(あい)川沿いに発達した村落です。この別府の南西隣が東淀川区の冒冒頭に書きました江口です。その昔、さらに淀川から西や南に行く人々で賑わった湊で、遊女の里として繁栄し、「天下第一之楽地」と謳われました。江口と別府は日本語と縄文語の違いだけで同じ川口という意味です。



鹿児島県には別府川が姶良市を流れています。おそらく別府はその河口にあり、その名に因んで命名されたと思われます。

これを読んで下さる方のお待ちかねの別府というと、もちろん日本有数の大分県にある温泉地です。 この地の春木川(harki はアイヌ語では左の意)沿いには、縄文後期の遺跡があり、古くからの温泉地 帯です。別府はこの河口部を言っているのか、分かりません。

ベップは律令以後、「別符」の意味もあり、本来の領地とは別帳の土地という意味もあります。海や川に関係なさそうな所や、また別符とも関係なさそうなところにも別府があり、読み方も後に変化したのか、ベフとベップがあり、私の手に負えない困難な口に入り込んでしまいました。 今回は早々に退散です。

南港中央卸売市場のごみが契約の半分しかなかった問題

1. 事件の経緯

南港中央卸売市場は牛と豚の肉を扱っている。牛と豚を搬入する際、運搬車の床に敷いてあった滑り止め用の古畳やおがくずを置いて帰る。この量がかなりあるので搬出される一般廃棄物は28年度には1937tあるとしていた。29年度も1776tあるとして委託業者を入札で選んだところ、28年度とは違うB業者が落札した。

ところがB業者が現実に運搬すると約半分の859tしかない、これは28年度に契約したA業者が水増し申告したのを見逃したからだと、大阪市を訴えた。これを受けて大阪市は弁護士等で構成される外部観察専門委員に調査を依頼したところ、昨年10月に「疑いを裏付ける証拠を見つけることはできなかった」とする結果を公表した。これらの流れを平川さんは詳しく調べ、卸売市場に具体的防止策を取るよう求めたところ、卸売市場は有効な対策を取っていることを示す文書をくれた。

2. 監査委員の報告の骨子

(1) 難しい犯人捜し

不法投棄ごみの犯人捜しは"誰が?"を見つけることになるが、今回はA業者とわかっている。しかし、Aがどこで"水増し"したのか?を証明しないと誤認になる。ところが、計量は搬出元の卸売市場ではしないで、搬入先の大阪市の焼却工場でするだけだから、監査委員はこのデータを取り寄せたところ、入札時には1776 t あるとしていたが、データでは約半分の858 t (月平均72 t) しかないことが確認された。

また、翌30年度にはA業者が落札した際の搬入量を調べるとデータがある4月と5月の2ヶ月平均で64tと、29年度よりさらに減っていた。しかしまだA業者が"水増し"したと決めつけることはできない。搬出元で計量していない弱点が浮かび上がり、"29年度は多かった"と抗弁されると犯人と決めつけることはできない。

(2) いろいろな調査

そこで監査委員は、アンケートしたり、A社の従業員に聞き取りをする、搬出元の卸売市場の排出実態を調べる等、可能な調査は全てしている。

先ずパッカー車とコンテナ車という2種類の収集車の搬出実態を調べた。パッカー車は通例その日に出たごみを運搬するが、途中で他所のごみを収集して"水増し"する恐れがある。そこで車両は卸売市場専用にして、市場内に常駐させるようにしていた。一方コンテナ車はおがくずや古畳の積込用で、工事現場で見るように所定の場所に置いておき、満杯になったら搬出させるようにしていた。監査委員が調べたところ、パッカー車は8割減、コンテナ車は5割弱減であることがわかった。

しかし、パッカー車が出発前には空であることや、途中で他所のごみを紛れ込ませなかった証拠をみつけたり、コンテナの場合産廃になるプラスチックなどを紛れ込ませた証拠を見つけないと"水増し"は証明できない。

その他、①と畜数の減少によるごみの減少、②29年度には一廃が産廃として処理されたため一廃が減少したかも調べたが、いずれも28年度と29年度での量変化はわずかで半減していなかった。

(3)入札制度の問題

排出元が企業・行政にかかわらずそこでごみ量を計量することはない。すると今回のような問題が潜在することになるが、収集運搬業者がソンをしないと顕在化しない。大阪市では事業系一廃の収集運搬料金は18円/kgを上限とすると定めているが、一社ずつ運搬したごみ量を測定せず、混載したごみ総量を焼却工場で計量するだけなので実際の単価はわからないままとなる。

一方、排出元の企業・行政にとっては収集運搬費総額が関心事項であるが、総量は計量しないので、 契約時には単価契約となり、定期的に業者に運搬総量を報告させて運搬総額を支払う契約になってい る。

南港市場もこの契約をしていた。28年度以前の業者が報告した年間運搬総量が、29年度も変わらないと思い単価を競合業者に比べ安く契約したが、実際運搬してみると前年度の半分しかなかったので大損を被ってしまい、裁判に訴えたわけである。

(4) 南港卸売市場の改善策

平川さんがもらった改善策を見ると、最も効果があると思われる排出元での計量は採用されていない。焼却工場と同じような何億円もする計量器を設置するよりも、以下の3つの費用対効果の高いソフト策を採った方がよいからである。

1)場外での"水増し"防止策

①使用車両の入退場時刻を確認する。②焼却工場への搬入時刻と市場での入退場時刻に整合性があるか確認する。③使用車両の入場時に「空車」であることを確認。④ドライブレコーダーを装備させる。

2)場内に持ち込まれる違法ごみ防止対策

①コンテナ車のボディを床面に直置きさせない。②コンテナ車ボディに業務終了後覆いを掛けさせる。③職員・警備員による巡回点検・監視。③監視カメラ設置、④ごみ集積所の時間外施錠。

3) 分別指導

- ①ごみ集積所の随時巡回。②分別ポスターを掲示。③ごみ搬出時に随時立ち会い。
- ④場内業者への分別指導を文書等で行う。⑤ごみ集積場所で立ち会い指導。⑥監視カメラで未分別 ごみが見つかれば指導。

この3施策を見ると、ごみ諸問題を解決するには、従来の犯人を捜せとか、分別指導の責任追及とかを声高に指摘するのでなく、平川さんのように粘り強く、柔らかに職員と話し続けることが有効であることがわかる。 (森住 明弘記)